

# 法と言語学会第16回年次大会（プログラム）

2024年12月7日（土） ハイブリッド開催 13:00～18:00

対面：〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台 1-1 明治大学駿河台キャンパス：  
リバティタワー 7階 1075号室

オンライン：「法と言語学会 2024 年度年次大会」  
2024年12月7日 13:00～

13:00	開始	
13:00~13:05	開式の辞	水野真木子(金城学院大学・会長)
13:05~14:05	学会設立 15周年記念講演	「法と言語学会 15周年:研究の軌跡と新たな地平」 大河原眞美(高崎経済大学名誉教授、群馬県労働委員会公益委員、前橋家庭裁判所調停委員・参与員)
14:05~14:40	口頭発表 1	「対話促進型調停の相互行為分析—Facilitative mediation はいかに達成されるか？」 北村隆憲(東海大学)
14:40~15:00	総会	
15:00~15:10	休憩	
15:10~15:55	口頭発表 2	「文化的背景の差異が子どもの司法面接に与える影響・・・心理学および通訳学の観点から」 水野真木子(金城学院大学)、赤嶺亜紀(名古屋学芸大学)、Ashurova Umidahon(金城学院大学)、佐藤道(金城学院大学)
15:55~16:30	口頭発表 3	「多文化共生推進における母語の役割と法的課題:兵庫県の事例研究」 木場修司(早稲田大学)
16:30~16:40	休憩	
16:40~17:15	口頭発表 4	「高校生に法律の文書と言語をどう学ばせるか ～実用文読解の授業を土台に～」 大井良知(大阪府立千里高等学校)
17:15~17:45	口頭発表 5	「見えないアポストロフィと書き起こし問題:法言語学者は句読点の争いに貢献できるか？」 リチャード・パウエル(日本大学)
17:45~17:50	事務連絡	学会誌担当及び会計担当のメッセージ、その他
17:55	閉会の辞	リチャード・パウエル(日本大学・事務局長)
18:00	閉会	

## 明治大学駿河台キャンパスのアクセス

JR中央線或いは中央総武線、又は営団地下鉄丸の内線

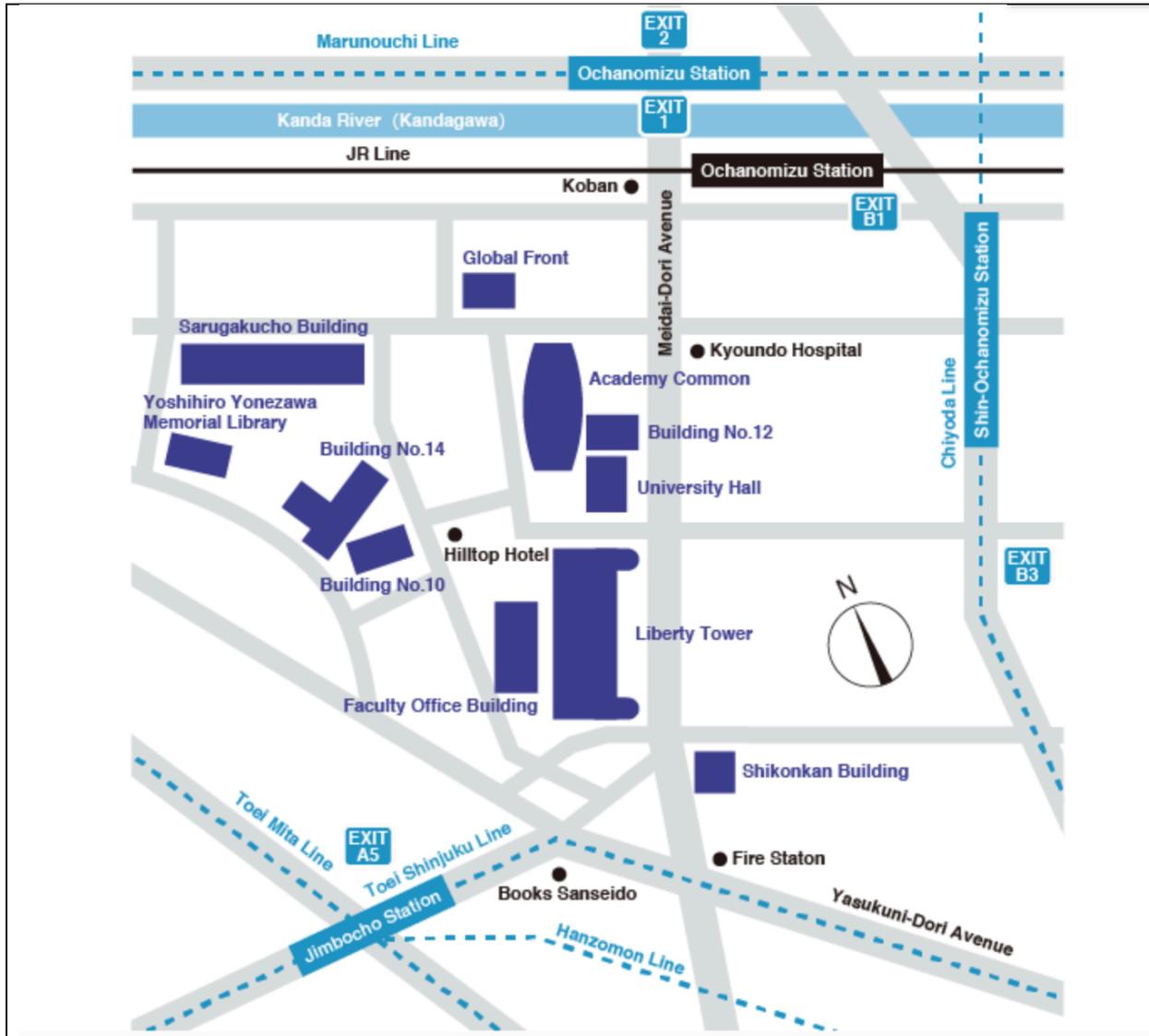
お茶の水駅

から歩いて8分

都営地下鉄三田線或いは新宿線、又は営団地下鉄半蔵門線

神保町駅

から歩いて7分



# 発表要旨

## 学会設立15周年記念講演

「法と言語学会 15 周年:研究の軌跡と新たな地平」

大河原眞美

(高崎経済大学名誉教授、群馬県労働委員会公益委員、前橋家庭裁判所調停委員・参与員)

### 講演要旨

法と言語学会は 2009 年の設立以来、司法領域における言語研究の可能性を追求し、学際的な新領域を切り拓いてきました。本講演では、学会設立の経緯、これまでの活動と成果、そして今後の展望について論じます。

本学会の起源は、海外における法と言語研究の動向に触発され、日本の言語学者らがその可能性を探求し始めたことに遡ります。1994 年の国際会議での議論を契機に、2004 年には「法と言語研究会」が発足し、商標、司法通訳、談話分析、法律用語といった多岐にわたる分野の研究者が集いました。そして 2009 年、裁判員制度の施行を機に「法と言語学会」が正式に設立され、競争的研究資金の獲得、国際学会での報告、研究成果の出版を通じて、国内外での認知を高めてきました。

今後の学会の発展には、研究と実務のさらなる融合が不可欠です。司法通訳や言語鑑定では、法曹実務に資する研究成果が注目を集める一方で、守秘義務やフィードバック不足が課題として残されています。また、調停委員としての調停実務においては談話分析の技法が実践的に活用され、理論と実務の統合がもたらす可能性を示しています。こうした実務との連携は、社会的実用性と学問的価値を兼ね備えた新たな研究領域を切り拓く鍵となるでしょう。

本講演では、法と言語学のこれまでの歩みを振り返り、学会が果たすべき役割を再確認するとともに、実務と学術が共鳴する未来を展望します。法と言語研究のさらなる可能性を広げる契機となることを願っています。

## □頭発表 1

「対話促進型調停の相互行為分析—Facilitative mediation はいかに達成されるか？」

北村隆憲 (東海大学・客員教授)

### 要旨:

いわゆる「統合型交渉」の考え方に強く影響されて発展した「対話(促進)型調停 (*facilitative mediation*)」は、裁判所内で伝統的に実施されてきた調停(民事調停、家事調停など)とは対照的に、主として当事者と調停者が同席で実施され、調停者は当事者同士の対話の実質的内容にはできる限り介入せず、質問や言い換え等の「傾聴技法」を用いて対話プロセスを促進し、ウィン・ウィンの解決を目指すことにより、当事者の自律性と主体性に即した自己解決を支援するものとされている。例えば、各地の弁護士会や司法書士会、あるいは民間の調停組織では、主としてこうしたタイプの調停が研修などで教示されている。

しかし、上記のような対話型調停の理念や調停者の技法は、関連テキストなどで記述・説明され、また、講習会などで模擬調停と振り返りなども実施されているものの、調停の相互行為(コミュニケーション)が現実はいかに成し遂げられているのかについては、実際に生じる相互行為の実質に即した分析はこれまでほとんどなされてこなかった。ここでは、対話型調停の「理念・技法(テキストなどで明示的に指示されていること)」と「実践・臨床(実際になされていること)」とが“対応”することが単に自明視されていたに過ぎない。要するに、その「理念と技法」を学習・訓練すれば、[上手下手はともかく]そ

れに対応した「実践・臨床」が実施されるはずだ、という想定があったのである。この「理念」と「実践」とを真に架橋するためには、実際の相互行為の展開の中でこの「理念」がいかにか「実践」に体现されているか(あるいは、体现されていないか)を分析的に解明する必要がある。なぜなら、コミュニケーションの詳細は、それを実際に行っている当事者(ここでは「調停者」)自身にも、「見えているものの気が付かれていない(*seen but unnoticed*)」(Harold Garfinkel)ものであるからである。

本報告では、このタイプの調停の日本への導入の立役者の一人であったレヴィン小林氏による模擬調停のビデオ録画を、エスノメソドロジーと会話分析に依拠する相互行為分析の観点から詳細に分析し、小林氏自身による解説の中でも十分に気が付かれておらず、あるいは誤認されている、対話促進型調停の相互行為上の諸特徴を析出したい。また、こうした分析からの知見が、調停者養成のための学習訓練の素材としても利用できることを示す。

## □頭発表2

「文化的背景の差異が子どもの司法面接に与える影響・・・心理学および通訳学の観点から」  
水野真木子(金城学院大学)、赤嶺亜紀(名古屋学芸大学)、Ashurova Umidahon(金城学院大学)、佐藤道(金城学院大学)

要旨:

コロナ禍で一時期減少傾向を示した在留外国人数も、2022年度より再び増加に転じ、2023年度末には322万3,858人と過去最高を記録した。そんな中で、家族で暮らす外国人も増え、それにとまって、事件・事故の被害者あるいは目撃者となる子どもを対象とする通訳付きの司法面接への関心が、児相、検察、警察などの関係機関で高まっている。発表者らは、日本語、ウズベク語、英語の3つの母語グループの子どもたちの参加による、NICHDプロトコールに沿った通訳付き模擬司法面接を行い、そこから得られたデータをもとに、心理学および通訳学の観点から、言語や文化に起因する問題点を言語グループごとに整理、分析した。本発表では、以下のポイントを中心に、通訳付き司法面接をめぐる問題を議論し、効果的な通訳の在り方について提言したい。

- ・子どもの発話量および発話内容の心理学的分析
- ・通訳者にとって訳しにくいNICHDプロトコールの文言
- ・通訳を介すると伝わりにくくなる面接者の言語表現
- ・子どもの文化背景や発達状況による訳語選択の課題

\*本研究は以下の科研費プロジェクトによるものである。

「日本語弱者の司法面接法の検討:外国語通訳を介した子どもの証言の心理・通訳学的分析」

挑戦的研究(萌芽)(2020年—2024年)

代表者:赤嶺亜紀(名古屋学芸大学)

分担者:仲真紀子(理化学研究所/立命館大学)上宮愛(金沢大学)

水野真木子(金城学院大学)

研究協力者: Ashurova Umidahon(金城学院大学)佐藤道(金城学院大学)

### □頭発表3

「多文化共生推進における母語の役割と法的課題：兵庫県の事例研究」（中間報告）  
木場修司（早稲田大学地域・地域間研究機構研究助手、明治大学法と言語研究所客員研究員）

要旨：

本報告は、報告者が研究助成を得て実施している研究課題「多文化共生推進における母語の役割と法的課題：兵庫県の事例研究」の中間報告である。

本研究は、兵庫県の取組みが先進性及び具体性を有していることから事例研究の対象とし、多文化共生推進の具体的な取組みの中で母語はどのような役割を果たしているか実証的に明らかにし、言語的な公平や公正といった法理論面から分析を行い、多文化共生の更なる推進にあたり対応すべき法的課題を考察するものである。

報告者はこれまでの間、事例を収集するため兵庫県に出張し、兵庫県教育委員会事務局、兵庫県立芦屋国際中等教育学校、兵庫県人権啓発協会、兵庫県在日外国人研究教育協議会をはじめとして多文化共生の推進を担当する兵庫県の当局や機関を訪問し、担当者との意見交換や実践の見学といった調査を実施してきた。

本報告は、これら訪問調査の成果を明らかにすると共に、法理論面から分析を行うに当たっての論点や課題を整理することを目的とする。

### □頭発表4

「高校生に法律の文書と言語をどう学ばせるか ～実用文読解の授業を土台に～」  
大井良知（大阪府立千里高等学校）

要旨：

民法の改正によって、18歳以上が成人とされるようになり、かつ最新の高等学校学習指導要領の中で、実用的な国語教育が大きく求められている。これらの状況の中で、法律の条文や契約書などを読むことができるための法教育を、高等学校ですることの重要性も増している。しかし、それらの教育をどのレベルで行うか、そしてどのような教材を用いるかなどの点で、現在でも不明確な要素が多い。また、高校生にも必要であると言える、契約書を読むような法教育や、その土台となる法律用語の習得といった教育について、実践された例は少ない。そこで、高校の国語授業の中で、どのように法教育をするか、特に法律用語や契約書の中にあるような独特の言語に特化したいわゆる法言語教育をどう行うか、これについて、本年度までにおいて行った、契約書やその文言を構成する法律用語を取り扱う授業について述べる。また、それを土台にして、高等学校国語科における法言語教育の方法についての考えを報告する。

### □頭発表5

「見えないアポストロフィと書き起こし問題：法言語学者は句読点の争いに貢献できるか？」  
リチャード・パウエル（日本大学）

要旨：

2024年10月28日にトランプ前・次期大統領支持者の集会で紹介されたコメディアン、トニー・ヒンチクリフ氏は、アメリカの領土であるプエルトリコについて「a floating island of garbage（浮かぶゴミの

島) 」と冗談を飛ばした。この発言に対して、バイデン大統領は「The only garbage I see floating out there is his supporters. (浮かんでいるゴミは支持者だけだ) 」と口頭でコメントした。大統領選挙直前の高まる政治的緊張の中で、このやり取りは差別的な発言を巡る応酬を引き起こした。民主党側は共和党がラテン系の人々を侮辱していると非難し、共和党側はバイデンが多くのトランプ支持者を侮辱したと主張した。ホワイトハウスは直ちにバイデンの発言を「his supporters (彼の支持者たち)」ではなく「his supporter's (彼の支持者の[ゴミ])」と、アポストロフィを付けて書き起こし、発言はあくまで人種差別的とされるコメディアン個人に向けられたものだと主張した。バイデンの口頭発言がアポストロフィ付きで書き起こされるべきかどうかは、政治的な議論だけでなく、法言語学者の間でも意見交換を引き起こした。少なくとも音声学や語用論の分野で調査が可能であると推測された。

トランプの決定的な選挙勝利によって、バイデンが何を意図していたのか、またその発言が選挙に影響を与える可能性があったかに対する関心は薄れたが、この短命な論争は言語学者と法学者の双方にとって広く関心を持つべきいくつかの問題を提起している。例えば、バイデンの発言が法的訴訟の対象となり得るものであったか、訴訟が発生した場合に言語学者がどの程度影響を与えた可能性があるか、また英語の法的文書で句読点が争点となった他の事例を考えると、言語学者は法曹実務者が日常的に考慮する範囲を超えて提供できるものがあるかどうか。

所有格のアポストロフィは典型的な英語の言語的特徴であり、これに関連する事例は日本語を扱う人々にとって直接的な関心を引かないかもしれない。それでもなお、いかなる口頭発話の書き起こしにおいて、句読点や正書法の取り扱い方をどうすべきかといった、より一般的な示唆を考慮する必要がある。